

お知らせ

第168号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2024. 12. 1 発行

健康保険証の廃止について～令和6年12月2日

- ◆ 健康保険証が令和6年12月2日をもって廃止されました。廃止後の制度が少し複雑なため誤解や混乱があるようです。12月2日以降は下記の通りとなりますのでご確認ください。

※マイナ保険証・・・保険証として利用できるように登録したマイナンバーカードのことです

- ・原則はマイナ保険証です（マイナンバーカードの保険証利用登録手続きは別紙をご覧ください）。
- ・いま持っている保険証は令和7年12月1日まで、そのまま使用することが出来ます。
（②医師国保、歯科医師国保のように期限付きのものは有効期限までとなります。）
- ・令和7年12月2日以降、マイナ保険証を持っていない人には「資格確認書」（保険証と同じプラスチックカード型で、有効期限は4～5年です）が発行されます。

また、令和6年12月2日以降、新たに採用されたり扶養家族が増えたりする場合には、下記の通りとなります。

- ・マイナ保険証を持っていない人 → 資格確認書が交付されます
- ・マイナ保険証を持っている人 → マイナ保険証を使用していただくことになるため資格確認書は交付されません

（③「マイナ保険証は持っているが、念のため資格確認書も欲しい。」というような理由での資格確認書の交付は認められません。）

したがって、採用者について、また扶養家族が複数いる場合には各人ごとにマイナ保険証の有無をご確認いただく必要があります。従来、採用時、扶養異動時に「個人番号届出書」のご利用をお願いしておりましたが、この届出書に新たにマイナ保険証の有無に関するチェック欄を設けました。様式を同封いたしますので、今後、手続きの際にはこちらの新様式のご利用をお願いいたします。

フリーランス新法（フリーランス・事業者間取引適正化法）が施行されました

- ◆ 令和6年11月1日から、いわゆる「フリーランス新法」が施行されました。従業員を使用していない事業者（フリーランス）に業務を委託している場合には注意が必要です。書面等による取引条件の明示や、ハラスメント対策に係る体制整備等の他、業務委託期間によっては育児介護等と業務の両立に対する配慮、中途解約等の事前予告・理由開示など、最大で7つの義務が課せられることになります。

また、働き方が「業務委託」なのか、あるいは「労働者」なのかということが今後、問題になることが考えられます。フリーランスに「業務委託」していると言いながら、実態が「労働者」であった場合、割増賃金の不払いや違法な時間外労働、年次有給休暇付与など労働基準法の適用により違反が指摘される恐れがあります。現在おこなっている業務委託が、労働契約なのかどうか判断が難しいというような場合は当事務所にご相談下さい。

令和7年の法律改正について

- ◆ 令和7年も労働・社会保険関係の様々な改正が予定されています。4月開始の主なものをあげてみます。

令和7年4月 育児休業に関する新たな2つの給付制度がスタート

- ・出生後休業支援給付
- ・育児時短就業給付

令和7年4月 高年齢雇用継続給付の支給率の変更

- ・令和7年4月1日以降に60歳に達した日を迎える方が対象

令和7年4月 雇用保険失業給付の給付制限期間の緩和

- ・自己都合退職の場合、給付制限期間が現行の2ヶ月から1ヶ月に緩和